

平成18年9月27日

大阪市長 關 淳一 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 辻 公雄

公益通報（第18-01-17号）に関する関係局の対応について

標題について、平成18年6月20日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、関係局がとられた下記の内容が確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

- (1) 住居手当について、一斉のチェックシステムを創設し、平成18年7月（以降、毎年7月の予定）に実施。
- (2) 通勤手当について、従前通り、毎年2月、5月、8月、11月に支給対象者のチェックを実施。
- (3) 不適正受給事例発見時の厳正な対応。
- (4) 扶養手当について、チェックシステムを平成19年6月を目途に創設予定。
- (5) 市長部局以外の任命権者（交通局長、水道局長及び教育長）の事務部局においても、同等の確認事務の実施。

(参考) 勧告の概要

- ① 住居手当支給対象職員について、手当支給開始後の要件の具備、手当額の適正性の確保について、全市的なチェックシステムを確立すること。
- ② 悪質と認められる職員に対しては、厳正に臨まれること。
- ③ 他の任命権者における確認状況を把握し、チェックシステムがない場合は、同等の確認事務を行うこと。